

学校感染症の取り扱いについて（保存版）

下記の学校感染症にかかった場合は、出席停止（欠席扱いをしません）となります。出席停止の措置は、充分休養し、早く病気を治すため、また、他のお子さまへの感染を防ぐためのものです。出席停止期間は下の表が目安となりますが、主治医から登校してもよいと言われるまで、自宅で療養してください。登校の際は、右記の登校許可証（学校指定の用紙でなくても結構です）が必要になりますので、主治医に記入してもらい、登校の際持参してください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

第1種：感染症予防法の一類感染症および二類感染症（結核を除く）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、急性灰白髄炎、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症*

※新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症の対策について」をご参照ください。

第2種：飛沫感染する感染症で児童の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（みっかばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

第3種：学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの

コレラ、細菌性赤痢、腸チフスおよびパラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症*1)

*1) その他の感染症：条件によっては、出席停止の措置が必要と考えられる感染症で、溶連菌感染症、流行性嘔吐下痢症などがこれにあたります。
→出席停止期間については、主治医の判断によるものとする